

石川県国民保護計画 [新旧対照表]

修正後	現 行	備 考
<p>石川県国民保護計画 令和<del>5</del><u>6</u>年11月</p>	<p>石川県国民保護計画 令和<del>6</del><u>5</u>年11月</p>	

修正後	現行	備考																																								
<p>第1編 総則 第1章～第3章（略） 第4章 本県の地理的、社会的特徴</p> <p>1 地形</p> <p>(1) 概要（略）</p> <p>(2) 自然</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面積：4.186.20km<sup>2</sup>(うち森林66.5%、農地9.7%)</li> <li>○ 最も高い山岳：白山 標高2,702m</li> <li>○ 最も長い河川：手取川 全長65.65km</li> <li>○ 最も広い湖沼：河北潟 面積 4.2km<sup>2</sup></li> <li>○ 平均気温：15.0℃（平年値）</li> <li>○ 年間降水量：2,401.5mm(平年値) (令和5年版「統計でみるいしかわ」他から)</li> </ul> <p>(3) 経緯度極点</p> <table border="1" data-bbox="174 667 943 852"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>場所</th> <th>経度</th> <th>緯度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東端</td> <td>珠洲市姫島</td> <td>東経137° 21′ 55″</td> <td>北緯37° 30′ 33″</td> </tr> <tr> <td>西端</td> <td>加賀市塩屋町塩屋漁港</td> <td>東経136° 14′ 35″</td> <td>北緯36° 17′ 49″</td> </tr> <tr> <td>南端</td> <td>白山市赤兎山</td> <td>東経136° 40′ 26″</td> <td>北緯36° 4′ 1″</td> </tr> <tr> <td>北端</td> <td>輪島市海士町所属舩倉島小瀬</td> <td>東経136° 55′ 21″</td> <td>北緯37° 51′ 28″</td> </tr> </tbody> </table> <p>石川県地形図（略）</p> <p>2（略）</p>	区分	場所	経度	緯度	東端	珠洲市姫島	東経137° 21′ 55″	北緯37° 30′ 33″	西端	加賀市塩屋町塩屋漁港	東経136° 14′ 35″	北緯36° 17′ 49″	南端	白山市赤兎山	東経136° 40′ 26″	北緯36° 4′ 1″	北端	輪島市海士町所属舩倉島小瀬	東経136° 55′ 21″	北緯37° 51′ 28″	<p>第1編 総則 第1章～第3章（略） 第4章 本県の地理的、社会的特徴</p> <p>1 地形</p> <p>(1) 概要（略）</p> <p>(2) 自然</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面積：4.186.09km<sup>2</sup>(うち森林66.6%、農地10.0%)</li> <li>○ 最も高い山岳：白山 標高2,702m</li> <li>○ 最も長い河川：手取川 全長65.65km</li> <li>○ 最も広い湖沼：河北潟 面積 4.2km<sup>2</sup></li> <li>○ 平均気温：15.7℃（平年値）</li> <li>○ 年間降水量：2,390.5mm(平年値) (平成29年版「統計でみるいしかわ」他から)</li> </ul> <p>(3) 経緯度極点</p> <table border="1" data-bbox="1025 667 1794 852"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>場所</th> <th>経度</th> <th>緯度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東端</td> <td>珠洲市姫島</td> <td>東経137° 21′ 55″</td> <td>北緯37° 30′ 33″</td> </tr> <tr> <td>西端</td> <td>加賀市塩屋町塩屋漁港</td> <td>東経136° 14′ 35″</td> <td>北緯36° 17′ 49″</td> </tr> <tr> <td>南端</td> <td>白山市赤兎山</td> <td>東経136° 40′ 26″</td> <td>北緯36° 4′ 1″</td> </tr> <tr> <td>北端</td> <td>輪島市海士町所属舩倉島岩礁</td> <td>東経136° 55′ 19″</td> <td>北緯37° 51′ 19″</td> </tr> </tbody> </table> <p>石川県地形図（略）</p>	区分	場所	経度	緯度	東端	珠洲市姫島	東経137° 21′ 55″	北緯37° 30′ 33″	西端	加賀市塩屋町塩屋漁港	東経136° 14′ 35″	北緯36° 17′ 49″	南端	白山市赤兎山	東経136° 40′ 26″	北緯36° 4′ 1″	北端	輪島市海士町所属舩倉島岩礁	東経136° 55′ 19″	北緯37° 51′ 19″	<p>時点修正</p>
区分	場所	経度	緯度																																							
東端	珠洲市姫島	東経137° 21′ 55″	北緯37° 30′ 33″																																							
西端	加賀市塩屋町塩屋漁港	東経136° 14′ 35″	北緯36° 17′ 49″																																							
南端	白山市赤兎山	東経136° 40′ 26″	北緯36° 4′ 1″																																							
北端	輪島市海士町所属舩倉島小瀬	東経136° 55′ 21″	北緯37° 51′ 28″																																							
区分	場所	経度	緯度																																							
東端	珠洲市姫島	東経137° 21′ 55″	北緯37° 30′ 33″																																							
西端	加賀市塩屋町塩屋漁港	東経136° 14′ 35″	北緯36° 17′ 49″																																							
南端	白山市赤兎山	東経136° 40′ 26″	北緯36° 4′ 1″																																							
北端	輪島市海士町所属舩倉島岩礁	東経136° 55′ 19″	北緯37° 51′ 19″																																							

修正後

3 人口分布

人口は令和5年10月1日現在で1,109,574人(男538,947人、女570,627人)である。  
金沢市(457,717人)が最も多く、次いで白山市(109,486人)、小松市(104,715人)の順となっており、おおよそ41%の人口が金沢市に集中している。

令和5年10月1日現在

市町	人口			世帯数	年齢構成比率			一世帯 当たり 人員	人口密度 人/km2	面積 km2
	総数	男	女		年少 年齢	生産 年齢	老年			
輪島市	22,101	10,481	11,620	9,345	6.9	44.0	49.0	2.37	51.84	426.35
珠洲市	11,817	5,459	6,358	5,306	6.9	39.8	53.2	2.23	47.80	247.20
穴水町	7,363	3,540	3,823	3,205	6.9	42.6	50.6	2.30	40.19	183.21
能登町	14,385	6,798	7,587	6,239	7.0	40.4	52.6	2.31	52.64	273.27
奥能登	55,666	26,278	29,388	24,095	6.9	42.0	51.1	2.31	49.26	1,130.03
七尾市	47,444	22,722	24,722	20,117	9.2	50.3	40.5	2.36	149.07	318.26
羽咋市	19,274	9,140	10,134	7,977	8.9	49.4	41.7	2.42	235.48	81.85
志賀町	17,332	8,329	9,003	7,314	8.0	44.7	47.3	2.37	70.24	246.76
宝達志水町	11,342	5,388	5,954	4,341	8.4	50.1	41.5	2.61	101.71	111.51
中能登町	15,771	7,672	8,099	6,061	11.2	50.2	38.6	2.60	176.31	89.45
中能登	111,163	53,251	57,912	45,810	9.1	49.3	41.6	2.43	131.11	847.83
金沢市	457,717	221,589	236,128	208,744	11.8	60.5	27.7	2.19	976.34	468.81
かほく市	35,216	17,064	18,152	13,266	13.9	56.8	29.2	2.65	546.49	64.44
白山市	109,486	53,155	56,331	42,319	13.4	57.6	29.0	2.59	145.03	754.92
野々市市	57,877	29,770	28,107	27,219	14.2	65.2	20.6	2.13	4,268.22	13.56
津幡町	36,836	18,049	18,787	13,974	13.2	61.1	25.7	2.64	333.09	110.59
内灘町	26,136	12,511	13,625	11,046	12.3	59.1	28.6	2.37	1,285.59	20.33
石川中央	723,268	352,138	371,130	316,568	12.4	60.2	27.3	2.28	504.85	1,432.65
小松市	104,715	51,595	53,120	42,681	12.7	58.0	29.4	2.45	282.21	371.05
加賀市	60,425	28,679	31,746	25,114	10.2	52.9	37.0	2.41	197.55	305.87
能美市	48,276	23,992	24,284	18,857	13.3	60.0	26.8	2.56	573.76	84.14
川北町	6,061	3,014	3,047	1,976	15.0	60.8	24.2	3.07	414.00	14.64
南加賀	219,477	107,280	112,197	88,628	12.2	57.1	30.8	2.48	282.94	775.70
計	1,109,574	538,947	570,627	475,101	11.8	57.6	30.7	2.34	265.06	4,186.20

(注1) 年齢構成の年少は0～14歳、生産年齢は15～64歳、老年は65歳以上。

(注2) 人口には年齢不詳を含むが、比率は分母から年齢不詳を除いて算出している。

現行

3 人口分布

人口は平成27年10月1日現在で、1,154,008人(男 558,589人、女 595,419人)である。  
金沢市(465,699人)が最も多く、次いで白山市(109,287人)、小松市(106,919人)の順となっており、おおよそ40%の人口が金沢市に集中している。

平成27年10月1日現在

市町	人口			世帯数	年齢構成比率			一世帯 当たり 人員	人口密度 人/km2	面積 km2
	総数	男	女		年少 年齢	生産 年齢	老年			
輪島市	22,216	12,795	14,421	10,649	8.4	48.5	43.1	2.56	63.84	426.32
珠洲市	14,625	6,762	7,863	5,861	7.9	45.4	46.6	2.50	59.16	247.20
穴水町	8,786	4,196	4,590	3,461	7.7	46.8	45.5	2.54	47.96	183.21
能登町	17,568	8,198	9,370	6,904	8.0	46.3	45.7	2.54	64.29	273.27
奥能登	68,195	31,951	36,244	26,875	8.1	47.1	44.8	2.54	60.35	1,130.00
七尾市	55,325	26,218	29,107	20,855	11.1	54.2	34.7	2.65	173.80	318.32
羽咋市	21,729	10,288	11,441	8,066	10.6	52.7	36.8	2.69	265.47	81.85
志賀町	20,422	9,651	10,771	7,493	10.2	49.6	40.2	2.73	82.76	246.76
宝達志水町	13,174	6,225	6,949	4,447	10.8	53.6	35.6	2.96	118.13	111.52
中能登町	17,571	8,447	9,124	6,055	12.7	52.9	34.4	2.90	196.43	89.45
中能登	128,221	60,829	67,392	46,916	11.0	53.0	36.0	2.73	151.22	847.90
金沢市	465,699	226,007	239,692	199,572	13.1	61.9	25.0	2.33	993.72	468.64
かほく市	34,219	16,396	17,823	11,604	13.7	57.6	28.7	2.95	531.02	64.44
白山市	109,287	53,085	56,202	38,439	14.4	59.9	25.6	2.84	144.76	754.93
野々市市	55,099	28,657	26,442	24,759	15.2	66.1	18.7	2.23	4,063.35	13.56
津幡町	36,968	17,994	18,974	12,545	14.8	63.1	22.2	2.95	334.28	110.59
内灘町	26,987	13,017	13,970	10,446	13.9	62.1	24.0	2.58	1,327.45	20.33
石川中央	728,259	355,156	373,103	297,365	13.6	61.8	24.6	2.45	508.39	1,432.49
小松市	106,919	51,844	55,075	38,166	14.1	58.3	27.6	2.80	288.15	371.05
加賀市	67,186	31,420	35,766	24,841	11.6	55.2	33.2	2.70	219.66	305.87
能美市	48,881	24,265	24,616	17,352	15.6	59.9	24.6	2.82	580.95	84.14
川北町	6,347	3,124	3,223	1,853	20.4	58.9	20.7	3.43	433.54	14.64
南加賀	229,333	110,653	118,680	82,212	13.8	57.7	28.4	2.79	295.65	775.70
計	1,154,008	558,589	595,419	453,368	13.0	59.1	27.9	2.55	275.68	4,186.09

(注) 年齢構成の年少は0～14歳、生産年齢は15～64歳、老年は65歳以上。

時点修正

修正後	現行	備考
<p>4 道路の位置等</p> <p>(1) 国道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北東から南西に延びて富山県と福井県につながる国道8号</li> <li>○金沢市から福井県勝山市に向けて南方向に延びる国道157号</li> <li>○金沢市から七尾市に向けて北東方向に延びる国道159号</li> <li>○七尾市から富山県氷見市に向けて東南方向に延びる国道160号</li> <li>○能登半島の海岸線に沿って延びる国道249号</li> <li>○金沢市から富山県南砺市に向けて東方向に延びる国道304号</li> <li>○<u>金沢市</u>から福井県あわら市に向けて南西方向に延びる国道305号</li> <li>○金沢市から富山県小矢部市に向けて東方向に延びる国道359号</li> <li>○小松市から岐阜県白川村に向けて東方向に延びる国道360号(一部区間通行不能)</li> <li>○加賀市から福井県坂井市に向けて南方向に延びる国道364号</li> <li>○羽咋市から富山県氷見市に向けて東方向に延びる国道415号</li> <li>○小松市から福井県勝山市に向けて南方向に延びる国道416号(一部区間冬期通行止め)</li> <li>○宝達志水町から富山県小矢部市に向けて東南方向に延びる国道471号</li> </ul> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) その他の主要道路(いずれも通称)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○穴水町から珠洲市に向けて北東方向に延びる 珠洲道路</li> <li>○宝達志水町から津幡町に向けて南方向に延びる 河北縦断道路</li> <li>○金沢市周辺を環状に延びる 金沢外環状道路</li> <li>○金沢市から小松市に向けて南西方向に延びる 加賀産業開発道路</li> <li>○小松市から加賀市に向けて南西方向に延びる 南加賀道路</li> <li>○金沢市から穴水町に向けて北東方向に延びる のと里山海道</li> <li>○<u>金沢市から加賀市に向けて南西方向に延びる</u> <u>加賀海浜産業道路</u></li> </ul>	<p>4 道路の位置等</p> <p>(1) 国道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北東から南西に延びて富山県と福井県につながる国道8号</li> <li>○金沢市から福井県勝山市に向けて南方向に延びる国道157号</li> <li>○金沢市から七尾市に向けて北東方向に延びる国道159号</li> <li>○七尾市から富山県氷見市に向けて東南方向に延びる国道160号</li> <li>○能登半島の海岸線に沿って延びる国道249号</li> <li>○金沢市から富山県南砺市に向けて東方向に延びる国道304号</li> <li>○<u>能美市</u>から福井県あわら市に向けて南西方向に延びる国道305号</li> <li>○金沢市から富山県小矢部市に向けて東方向に延びる国道359号</li> <li>○小松市から岐阜県白川村に向けて東方向に延びる国道360号(一部区間冬期通行止め)</li> <li>○加賀市から福井県坂井市に向けて南方向に延びる国道364号</li> <li>○羽咋市から富山県氷見市に向けて東方向に延びる国道415号</li> <li>○小松市から福井県勝山市に向けて南方向に延びる国道416号(一部区間通行不能)</li> <li>○宝達志水町から富山県小矢部市に向けて東南方向に延びる国道471号</li> </ul> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) その他の主要道路(いずれも通称)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○穴水町から珠洲市に向けて北東方向に延びる 珠洲道路</li> <li>○宝達志水町から津幡町に向けて南方向に延びる 河北縦断道路</li> <li>○金沢市周辺を環状に延びる 金沢外環状道路</li> <li>○金沢市から小松市に向けて南西方向に延びる 加賀産業開発道路</li> <li>○小松市から加賀市に向けて南西方向に延びる 南加賀道路</li> <li>○金沢市から穴水町に向けて北東方向に延びる のと里山海道</li> <li>○<u>新設</u></li> </ul>	<p>時点修正</p>

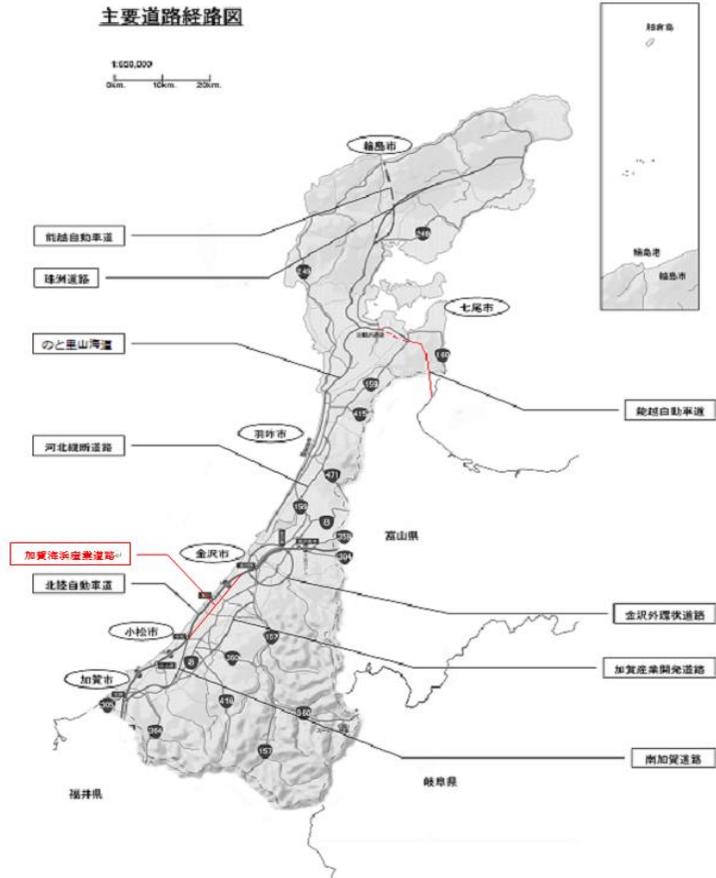
修正後

現行

備考

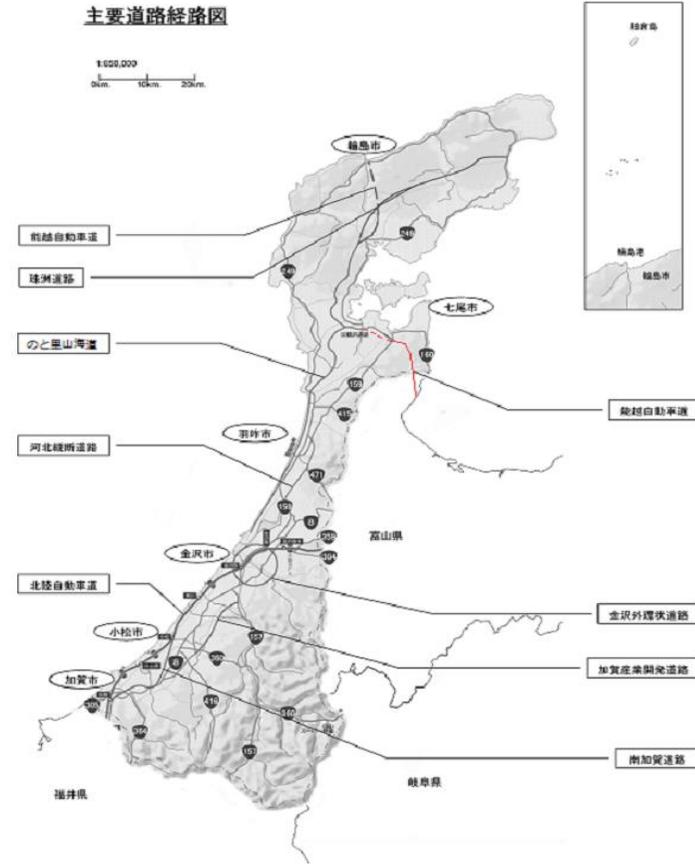
主要道路経路図

1:600,000  
0km 10km 20km



主要道路経路図

1:600,000  
0km 10km 20km



時点修正

修正後	現行	備考
<p>5 鉄道、空港、港湾の位置等</p> <p>(1) 鉄道</p> <p>① 西日本旅客鉄道(JR)</p> <p>ア 北陸新幹線(完成区間): <u>東京～敦賀間(県内駅:金沢、小松、加賀温泉)</u></p> <p><u>イ</u> 七尾線:金沢駅～七尾駅</p> <p>② IRいしかわ鉄道</p> <p>IRいしかわ鉄道線:<u>大聖寺駅</u>～倶利伽羅駅</p> <p>③のと鉄道</p> <p>のと鉄道七尾線:七尾駅～穴水<u>駅</u></p> <p>④ 略</p> <p>(2) 空港</p> <p>① 小松空港</p> <p>所在地:小松市浮柳町ほか 滑走路:2,700m 年間乗降客:約<u>141</u>万人(<u>令和5</u>年度) 年間貨物取扱量:約<u>4,600</u>t(<u>令和5</u>年度) 路線:東京、札幌、福岡、那覇、ソウル、上海、台北、ルクセンブルク</p> <p>② のと里山空港</p> <p>所在地:輪島市三井町洲衛ほか 滑走路:2,000m 年間乗降客:約<u>8</u>万人(<u>令和5</u>年7月7日～<u>令和6</u>年7月6日) 路線:東京</p> <p>(3) 港湾</p> <p>① 金沢港(重要港湾)(水深12m岸壁 1バース、水深10m岸壁 <u>6</u>バース、4.5～9m岸壁 <u>14</u>バース)</p> <p>② 七尾港(重要港湾)(水深11m岸壁 1バース、水深10m岸壁 3バース、5.5～9m岸壁 4バース)</p> <p>③ 輪島港(地方港湾、避難港)(水深7.5m岸壁 1バース)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>5 鉄道、空港、港湾の位置等</p> <p>(1) 鉄道</p> <p>① 西日本旅客鉄道(JR)</p> <p>ア 北陸新幹線(完成区間): <u>白山市の白山総合車両所から富山県に向けて北東方向に延びている。</u></p> <p><u>イ</u> 北陸本線:金沢駅から福井県に向けて南西方向に延びている。</p> <p><u>ウ</u> 七尾線:金沢駅～七尾駅</p> <p>② IRいしかわ鉄道</p> <p>IRいしかわ鉄道線:<u>金沢駅</u>～倶利伽羅駅</p> <p>③のと鉄道</p> <p>のと鉄道七尾線:七尾駅～穴水<u>町</u></p> <p>④ 略</p> <p>(2) 空港</p> <p>① 小松空港</p> <p>所在地:小松市浮柳町ほか 滑走路:2,700m 年間乗降客:約<u>170</u>万人(平成<u>28</u>年度) 年間貨物取扱量:約<u>14,400</u>t(平成<u>28</u>年度) 路線:東京、札幌、<u>仙台、成田</u>、福岡、那覇、<u>ソウル、上海</u>、台北、ルクセンブルク、<u>アゼルバイジャン</u></p> <p>② のと里山空港</p> <p>所在地:輪島市三井町洲衛ほか 滑走路:2,000m 年間乗降客:約<u>15</u>万人(<u>平成27</u>年7月7日～<u>平成28</u>年7月6日) 路線:東京</p> <p>(3) 港湾</p> <p>① 金沢港(重要港湾)(水深12m岸壁 1バース、水深10m岸壁 <u>5</u>バース、4.5～9m岸壁 <u>16</u>バース)</p> <p>② 七尾港(重要港湾)(水深11m岸壁 1バース、水深10m岸壁 3バース、5.5～9m岸壁 4バース)</p> <p>③ 輪島港(地方港湾、避難港)(水深7.5m岸壁 1バース)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>時点修正</p>

修正後	現行	備考
<p>9 その他</p> <p>(1)浄水場</p> <p>① 石川県土木部鶴来浄水場 所在地:白山市白山町 水源:手取川 給水区域:七尾市以南の9市4町 給水量:約100万人 相当分</p> <p>②、③ 略</p> <p>(2)ダム</p> <p>①、② 略</p> <p>③ 九谷ダム 所在地:加賀市山中温泉枯淵町 構造:重力式コンクリート 総貯水量:24,900千m<sup>3</sup> 発電出力:3,600kW</p> <p>④ 略</p> <p>第5章 (略)</p>	<p>9 その他</p> <p>① 石川県土木部鶴来浄水場 所在地:白山市白山町 水源:手取川 給水区域:七尾市以南の8市4町 給水量:約100万人 相当分</p> <p>②、③ 略</p> <p>(2)ダム</p> <p>①、② 略</p> <p>③ 九谷ダム 所在地:加賀市枯淵 構造:重力式コンクリート 総貯水量:24,900千m<sup>3</sup> 発電出力:3,600kW</p> <p>④ 略</p> <p>第5章 (略)</p>	<p>時点修正</p>

修正後	現行	備考																																																
<p>第2編 平素からの備え・予防 第1章 組織・体制の整備 第1節 県における組織・体制の整備 1 県の各部局における平素の業務</p> <p>【県の各部局における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="163 384 927 987"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>能登半島地震復旧・復興推進部</td> <td>○令和6年能登半島地震における被災者の支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○職員の服務に関すること ○通信手段に関すること ○被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>企画振興部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>文化観光スポーツ部</td> <td>○観光客への安全確保対策に関すること ○外国人への情報提供、相談に係る対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること ○市町の水道施設の安全対策に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(廃止)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>○警備体制の整備に関すること ○交通規制に係る体制の整備に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略) 第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 情報収集・提供等の体制整備 1～5 (略)</p> <p>6 被災情報の収集・報告に必要な準備 (1) (略) (2) 被災情報収集のための準備 県は、市町に対し、被災情報の報告を下記の様式により行うよう周知する。 また、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。</p>	部局名	平素の主な業務	省略		能登半島地震復旧・復興推進部	○令和6年能登半島地震における被災者の支援に関すること。	総務部	○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○職員の服務に関すること ○通信手段に関すること ○被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関すること	企画振興部	省略	文化観光スポーツ部	○観光客への安全確保対策に関すること ○外国人への情報提供、相談に係る対策に関すること	健康福祉部	省略	生活環境部	○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること ○市町の水道施設の安全対策に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること	商工労働部	省略	(廃止)	(削除)	省略		警察本部	○警備体制の整備に関すること ○交通規制に係る体制の整備に関すること	<p>第2編 平素からの備え・予防 第1章 組織・体制の整備 第1節 県における組織・体制の整備 1 県の各部局における平素の業務</p> <p>【県の各部局における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="1021 384 1785 987"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>(追加) ○職員の服務に関すること ○通信手段に関すること ○被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>企画振興部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>県民文化スポーツ部</td> <td>○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること ○市町の水道施設の安全対策に関すること ○(追加)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>観光戦略推進部</td> <td>○観光客への安全確保対策に関すること ○外国人への情報提供、相談に係る対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>○警備体制の整備に関すること ○交通規制に係る体制整備に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略) 第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 情報収集・提供等の体制整備 1～5 (略)</p> <p>6 被災情報の収集・報告に必要な準備 (1) (略) (2) 被災情報収集のための準備 県は、市町に対し、被災情報の報告を下記の様式により行うよう周知する。 また、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。</p>	部局名	平素の主な業務	省略		(新設)	(新設)	総務部	(追加) ○職員の服務に関すること ○通信手段に関すること ○被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関すること	企画振興部	省略	県民文化スポーツ部	○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること	健康福祉部	省略	生活環境部	○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること ○市町の水道施設の安全対策に関すること ○(追加)	商工労働部	省略	観光戦略推進部	○観光客への安全確保対策に関すること ○外国人への情報提供、相談に係る対策に関すること	省略		警察本部	○警備体制の整備に関すること ○交通規制に係る体制整備に関すること	<p>組織改編</p>
部局名	平素の主な業務																																																	
省略																																																		
能登半島地震復旧・復興推進部	○令和6年能登半島地震における被災者の支援に関すること。																																																	
総務部	○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○職員の服務に関すること ○通信手段に関すること ○被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関すること																																																	
企画振興部	省略																																																	
文化観光スポーツ部	○観光客への安全確保対策に関すること ○外国人への情報提供、相談に係る対策に関すること																																																	
健康福祉部	省略																																																	
生活環境部	○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること ○市町の水道施設の安全対策に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること																																																	
商工労働部	省略																																																	
(廃止)	(削除)																																																	
省略																																																		
警察本部	○警備体制の整備に関すること ○交通規制に係る体制の整備に関すること																																																	
部局名	平素の主な業務																																																	
省略																																																		
(新設)	(新設)																																																	
総務部	(追加) ○職員の服務に関すること ○通信手段に関すること ○被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関すること																																																	
企画振興部	省略																																																	
県民文化スポーツ部	○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること																																																	
健康福祉部	省略																																																	
生活環境部	○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること ○市町の水道施設の安全対策に関すること ○(追加)																																																	
商工労働部	省略																																																	
観光戦略推進部	○観光客への安全確保対策に関すること ○外国人への情報提供、相談に係る対策に関すること																																																	
省略																																																		
警察本部	○警備体制の整備に関すること ○交通規制に係る体制整備に関すること																																																	

修正後

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
 〇 〇 市、町

- 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
  - 発生日時 年 月 日
  - 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）
- 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

- 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

- 7（略）
- 6節（略）
- 第2章
  - 1～3（略）
  - 4 交通の確保に関する体制等の整備
    - (1)、(2) 略
    - (3) 緊急通行車両等に係る確認手続  
 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両等に係る確認についての手続を定める。
    - (4) 略
  - 5、6（略）
- 第3章～第5章（略）

現行

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
 〇 〇 市、町

- 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
  - 発生日時 平成 年 月 日
  - 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）
- 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

- 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

- 7（略）
- 6節（略）
- 第2章
  - 1～3（略）
  - 4 交通の確保に関する体制等の整備
    - (1)、(2) 略
    - (3) 緊急通行車両等に係る確認手続  
 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両等に係る確認についての手続を定める。  
**また、事前届出・確認制度の整備を図る。**
    - (4) 略
  - 5、6（略）
- 第3章～第5章（略）

年号の削除

語句の修正  
 災害対策基本法  
 施行令の改正に伴い  
 削除

修正後

現行

備考

第3編 武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1章 実施体制の確立

第1節 (略)

第1節 (略)

第2節 県対策本部の設置等

第2節 県対策本部の設置等

1～2 (略)

1～2 (略)

3 県対策本部の組織・担当別業務

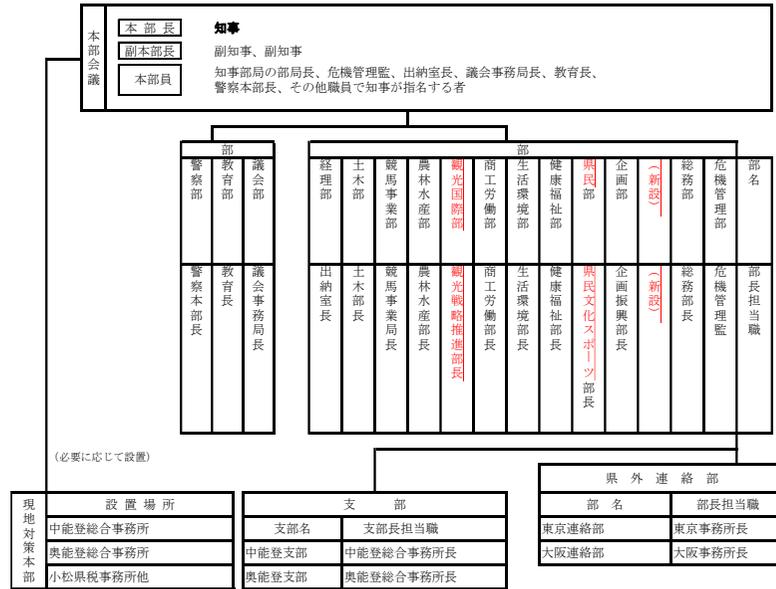
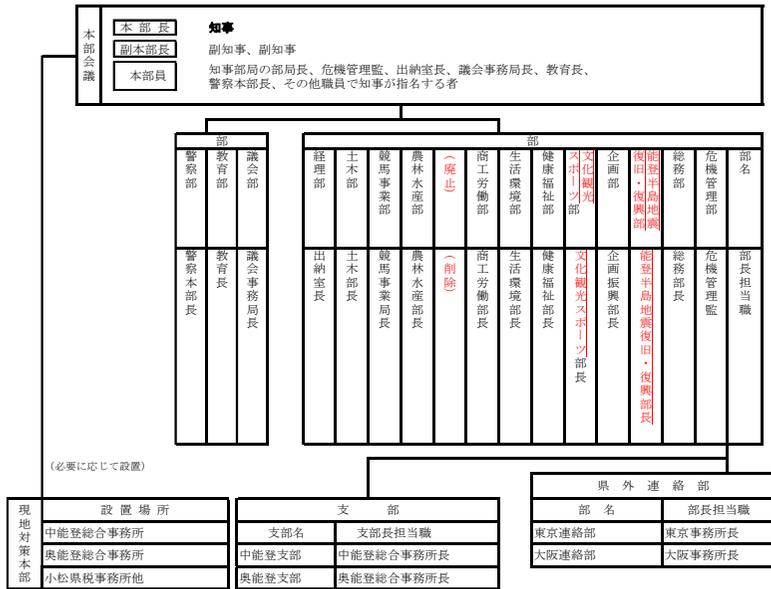
3 県対策本部の組織・担当別業務

(1) 県対策本部の組織構成

(1) 県対策本部の組織構成

<県対策本部等組織図>

<県対策本部等組織図>



組織改編

修正後	現行	備考																																								
<p>(2) 県対策本部各部の主な業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>平 素 の 主 な 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・相談所の設置など被災者等の相談に関する事</li> <li>・職員の動員及び派遣に関する事</li> <li>・職員の服務に関する事</li> <li>・通信手段の確保に関する事</li> <li>・国民保護措置関係の予算に関する事</li> <li>・庁舎、県有財産の管理に関する事</li> <li>・被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関する事</li> <li>・被災市町の行財政の調査相談等に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>能登半島 地震復旧・ 復興推進部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年能登半島地震における被災者の支援に関する事。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>文化観光 スポーツ部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(削除)</li> <li>・(削除)</li> <li>・(削除)</li> <li>・観光客への災害応急対策に関する事</li> <li>・外国人への情報提供、相談に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・市町の水道施設の応急対策に関する事</li> <li>・生活物資の対策に関する事</li> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(廃止)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第2章</p> <p>1節 (略)</p> <p>2節 避難の指示等</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 避難の指示</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 避難の指示に際しての確認・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整</li> <li>・県警察との緊急通行車両等の確認に係る調整</li> <li>・積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意</li> </ul> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>4～9 (略)</p>	部 名	平 素 の 主 な 業 務	危機管理部	省略	総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・相談所の設置など被災者等の相談に関する事</li> <li>・職員の動員及び派遣に関する事</li> <li>・職員の服務に関する事</li> <li>・通信手段の確保に関する事</li> <li>・国民保護措置関係の予算に関する事</li> <li>・庁舎、県有財産の管理に関する事</li> <li>・被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関する事</li> <li>・被災市町の行財政の調査相談等に関する事</li> </ul>	能登半島 地震復旧・ 復興推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年能登半島地震における被災者の支援に関する事。</li> </ul>	文化観光 スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(削除)</li> <li>・(削除)</li> <li>・(削除)</li> <li>・観光客への災害応急対策に関する事</li> <li>・外国人への情報提供、相談に関する事</li> </ul>	健康福祉部	省略	生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・市町の水道施設の応急対策に関する事</li> <li>・生活物資の対策に関する事</li> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> </ul>	商工労働部	省略	(廃止)	(削除)	省略		<p>(2) 県対策本部各部の主な業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>平 素 の 主 な 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(追加)</li> <li>・(追加)</li> <li>・職員の動員及び派遣に関する事</li> <li>・職員の服務に関する事</li> <li>・通信手段の確保に関する事</li> <li>・国民保護措置関係の予算に関する事</li> <li>・庁舎、県有財産の管理に関する事</li> <li>・被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関する事</li> <li>・被災市町の行財政の調査相談等に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>・(追加)</td> </tr> <tr> <td>県民相談部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・相談所の設置など被災者等の相談に関する事</li> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>・(追加)</li> <li>・(追加)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・市町の水道施設の応急対策に関する事</li> <li>・生活物資の対策に関する事</li> <li>・(追加)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>観光国際部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客への災害応急対策に関する事</li> <li>・外国人への情報提供、相談に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第2章</p> <p>1節 (略)</p> <p>2節 避難の指示等</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 避難の指示</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 避難の指示に際しての確認・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整</li> <li>・県警察との緊急通行車両の確認に係る調整</li> <li>・積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意</li> </ul> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>4～9 (略)</p>	部 名	平 素 の 主 な 業 務	危機管理部	省略	総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(追加)</li> <li>・(追加)</li> <li>・職員の動員及び派遣に関する事</li> <li>・職員の服務に関する事</li> <li>・通信手段の確保に関する事</li> <li>・国民保護措置関係の予算に関する事</li> <li>・庁舎、県有財産の管理に関する事</li> <li>・被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関する事</li> <li>・被災市町の行財政の調査相談等に関する事</li> </ul>	(新設)	・(追加)	県民相談部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・相談所の設置など被災者等の相談に関する事</li> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>・(追加)</li> <li>・(追加)</li> </ul>	健康福祉部	省略	生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・市町の水道施設の応急対策に関する事</li> <li>・生活物資の対策に関する事</li> <li>・(追加)</li> </ul>	商工労働部	省略	観光国際部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客への災害応急対策に関する事</li> <li>・外国人への情報提供、相談に関する事</li> </ul>	省略		<p>組織改編</p> <p>語句の修正</p>
部 名	平 素 の 主 な 業 務																																									
危機管理部	省略																																									
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・相談所の設置など被災者等の相談に関する事</li> <li>・職員の動員及び派遣に関する事</li> <li>・職員の服務に関する事</li> <li>・通信手段の確保に関する事</li> <li>・国民保護措置関係の予算に関する事</li> <li>・庁舎、県有財産の管理に関する事</li> <li>・被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関する事</li> <li>・被災市町の行財政の調査相談等に関する事</li> </ul>																																									
能登半島 地震復旧・ 復興推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年能登半島地震における被災者の支援に関する事。</li> </ul>																																									
文化観光 スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(削除)</li> <li>・(削除)</li> <li>・(削除)</li> <li>・観光客への災害応急対策に関する事</li> <li>・外国人への情報提供、相談に関する事</li> </ul>																																									
健康福祉部	省略																																									
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・市町の水道施設の応急対策に関する事</li> <li>・生活物資の対策に関する事</li> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> </ul>																																									
商工労働部	省略																																									
(廃止)	(削除)																																									
省略																																										
部 名	平 素 の 主 な 業 務																																									
危機管理部	省略																																									
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(追加)</li> <li>・(追加)</li> <li>・職員の動員及び派遣に関する事</li> <li>・職員の服務に関する事</li> <li>・通信手段の確保に関する事</li> <li>・国民保護措置関係の予算に関する事</li> <li>・庁舎、県有財産の管理に関する事</li> <li>・被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関する事</li> <li>・被災市町の行財政の調査相談等に関する事</li> </ul>																																									
(新設)	・(追加)																																									
県民相談部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・相談所の設置など被災者等の相談に関する事</li> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>・(追加)</li> <li>・(追加)</li> </ul>																																									
健康福祉部	省略																																									
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・市町の水道施設の応急対策に関する事</li> <li>・生活物資の対策に関する事</li> <li>・(追加)</li> </ul>																																									
商工労働部	省略																																									
観光国際部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客への災害応急対策に関する事</li> <li>・外国人への情報提供、相談に関する事</li> </ul>																																									
省略																																										

修正後	現行	備考
<p>3節～5節（略）</p> <p>第3章</p> <p>1節 救援の実施</p> <p>(1) 救援の実施</p> <p>⑧ 学用品の給与</p> <p>避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失等した<b>児童生徒</b>に対する、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品の支給</p> <p>(2)、(3)（略）</p> <p>2節～4節（略）</p> <p>第4章（略）</p> <p>第5章</p> <p>第1節</p> <p>5 市町による安否情報の収集及び提供の基準</p> <p>(1)市町による安否情報の収集</p> <p>市町は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<b>在留カード等</b>を参考に、避難者名簿を作成すること等により、安否情報の収集を行うものとする。</p> <p>第2節（略）</p> <p>第6章</p> <p>1節（略）</p> <p>2節 交通規制</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 緊急通行車両等の確認</p> <p>知事又は県公安委員会は、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じて緊急通行車両等の適否の確認を行う。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 緊急交通路確保のための権限等</p> <p>② 放置車両の撤去等</p> <p>県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。</p> <p>③ 運転者等に対する措置命令</p> <p>県警察は、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。</p> <p>(6)（略）</p> <p>第4編～第5編（略）</p>	<p>3節～5節（略）</p> <p>第3章</p> <p>1節 救援の実施</p> <p>(1) 救援の実施</p> <p>⑧ 学用品の給与</p> <p>避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失等した<b>小学校児童等</b>に対する、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品の支給</p> <p>(2)、(3)（略）</p> <p>2節～4節（略）</p> <p>第4章（略）</p> <p>第5章</p> <p>第1節</p> <p>5 市町による安否情報の収集及び提供の基準</p> <p>(1)市町による安否情報の収集</p> <p>市町は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<b>外国人登録原票等</b>を参考に、避難者名簿を作成すること等により、安否情報の収集を行うものとする。</p> <p>第2節（略）</p> <p>第6章</p> <p>1節（略）</p> <p>2節 交通規制</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認</p> <p>知事又は県公安委員会は、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じて緊急通行車両の適否の確認を行う。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 緊急交通路確保のための権限等</p> <p>② 放置車両の撤去等</p> <p>県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。</p> <p>③ 運転者等に対する措置命令</p> <p>県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。</p> <p>(6)（略）</p> <p>第4編～第5編（略）</p>	<p>語句の修正</p> <p>出入国管理及び難民認定法の改正に伴う修正</p> <p>語句の修正</p>